

○宇治田原町就学援助規則

平成18年6月22日

教委規則第6号

改正 平成21年11月26日教委規則第4号

平成22年6月1日教委規則第3号

平成23年4月1日教委規則第2号

平成24年4月1日教委規則第5号

平成25年4月1日教委規則第1号

平成26年4月1日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し援助を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(援助の受給資格)

第2条 この規則による援助(以下「就学援助」という。)を受けることができる者は、宇治田原町に住所を有する学校教育法第23条に規定する学齢児童(以下「児童」という。)又は同法第39条第2項に規定する学齢生徒(以下「生徒」という。)の同法第22条第1項に規定する保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている世帯の児童及び生徒(以下「要保護児童・生徒」という。)の保護者
- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童及び生徒(以下「準要保護児童・生徒」という。)の保護者
- (3) 保護者の離職及び保護者が勤務する企業等の倒産により世帯の所得が生活保護法第8条に規定する基準の1.5倍以下に該当する世帯の児童及び生徒の保護者

(経費の種類)

第3条 就学援助の経費の種類は、次に掲げるとおりとする。ただし、要保護児童・生徒の保護者については、第1号から第6号まで及び第8号から第9号に掲げるものを就学援助から除く。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費(ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。)
- (3) 新入学児童・生徒学用品費
- (4) 通学費
- (5) 宿泊を伴わない校外活動費
- (6) 宿泊を伴う校外活動費
- (7) 修学旅行費
- (8) 体育実技用具費
- (9) 学校給食費
- (10) 医療費(学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条第5号に規定する疾病のみ対象)

(支給額)

第4条 就学援助費の支給額は、毎年度国の定める就学援助費補助金単価(配分限度額)に準ずるものとする。ただし、第9号及び第10号は実費とする。

2 第2条第3号の規定に該当する世帯については、前項の規定にかかわらず、前項に規定する就学援助費の支給額の2分の1の額とする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書(別記様式)に源泉徴収票、町民税・府民税特別徴収税額通知書、町民税・府民税納税通知書又は所得証明書のうち、いずれ

かの書類を添付し、当該児童及び生徒の在学する学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

(認定)

第6条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、必要に応じ学校長及び民生委員等に意見を聞き、要保護児童・生徒又は準要保護児童・生徒の認定の適否を決定し、学校長を通じて保護者に通知する。

(給付の方法)

第7条 就学援助は、教育委員会が学校長を通じ保護者に給付する。ただし、医療費については、教育委員会が直接医療機関へ支払うものとする。

(援助の期間)

第8条 就学援助の期間は、第5条の申請書を受理した月から当該年度の3月までとする。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助を停止又は認定を取り消すことができる。

- (1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 保護者が第2条に規定する受給資格を有しなくなったとき。
- (3) 転出、辞退その他援助の必要がなくなったとき。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成21年11月26日教委規則第4号)

改正 平成22年6月1日教委規則第3号
平成23年4月1日教委規則第2号
平成24年4月1日教委規則第5号
平成25年4月1日教委規則第1号
平成26年4月1日教委規則第4号

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の宇治田原町就学援助規則第2条第3号及び第4条第2項の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年6月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。